

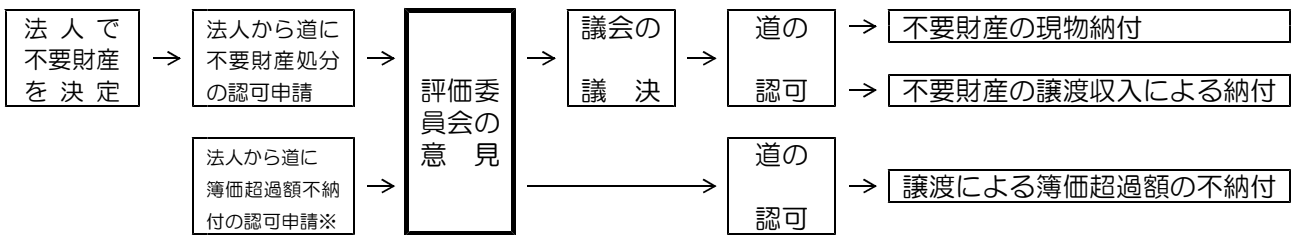
「北海道地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例」の一部改正について

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、法人における業務の見直し等により、法人の保有する財産のうち不要となった財産がある場合、道への納付等を必要とする「重要な財産」を定めることとするため、この条例の一部を改正した（H26.4.1 施行）。

1 地独法改正の概要（法人不要財産の納付関係）

改正趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 法人が業務の見直し等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で不要となった法人保有財産は、道に納付して有効活用を図る また、納付する財産が道出資財産の場合、納付財産分に係る法人資本金は減少する
納付対象	道からの出資又は支出により取得した法人財産のうち、条例で定める「重要な財産」
納付方法	現物納付又は譲渡収入による納付

（納付手続の流れ）



※不要財産の譲渡収入による納付認可後の譲渡により簿価超過額が発生し、不納付を求める場合

2 不要財産に係る「重要な財産」の範囲について

条例で定める重要な財産	<p>(1) 道からの出資に係る全ての財産</p> <p>(2) 道からの支出に係る財産であって、道への不要財産納付に係る認可申請日において、帳簿価額が50万円以上のもの</p>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> 納付対象となる道出資または道支出による財産であることが明確に記録管理されている法人財産であること。 不要財産の特定、納付の事務負担が大きくなるように、全ての法人財産を納付の対象とはしないこと。 当該納付事務が導入されている国においては、法人の帳簿価格が50万円以上のものを「重要な財産」としていること。 道出資財産については、法人運営の財産的基礎である重要な財産であり、その変更全てにおいて議会の議決（法人の定款変更）が必要なこと。

3 法人財産の主なもの（道の出資等に係る財産）

道出資財産		道支出に係る財産	
土地	建物	機械器具類・構築物など	
札幌医大校舎敷地 附属病院敷地 根釧農業試験場敷地 中央農業試験場敷地 畜産試験場（畑・牧場） 上川農試天北支場圃場 ほか (863件)	札幌医大基礎医学研究棟 附属病院棟 地質研究所庁舎 上川農業試験場庁舎 札幌医大弓道場 札幌医大第1看護宿舍 道南農試ポンプ小屋 林試道北支場作業所 ほか (646件)	水産試験場試験調査船 ハイブリッド手術装置 肉牛汚水処理施設 札幌医大時計塔 ほか (1,331件)	帳簿価額 50万円 以上
		札幌医大国旗掲揚塔 草舎、乗用自動車 複写機、超低温フリーザ 自動細胞解析分離装置 ほか (1,315件)	帳簿価額 50万円 未滿